

第 1 号議案

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止について

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成 21 年宮城県教育委員会規則第 7 号）は廃止する。

令和 4 年 6 月 13 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止の概要

1 廃止理由

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部改正により、普通免許状及び特別免許状の教員免許更新制に関する規定が削除され、普通免許状及び特別免許状は有効期間の定めのないものとなる。また、施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないこととなる。

このことから、教員免許の更新等に係る手続が不要となるため、標記規則を廃止する。

2 施行期日

令和4年7月1日

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則
教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。